

令和8年6月19日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の27第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社千葉銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
品川支店赤坂法人 営業所出張所	—	東京都千代田区永田町二丁目14番2号 (山王グランドビル5階)	2026年6月16日
松飛台支店	千葉県松戸市松飛台192-1	千葉県松戸市松飛台173番2	2026年7月6日
茂原支店・茂原南支店	千葉県茂原市茂原365番地の1	千葉県茂原市千代田町2-3-2	2026年9月7日

(2) 変更の理由

営業所新設・移転のため